

仕様書

文化市民局文化芸術都市推進室

文 化 芸 術 企 画 課

(担当 中西（努）、中西（智） 電話 222-3119)

件 名	久世ふれあいセンター舞台音響映像設備保守点検委託
契約期間	契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
契約条件	別紙仕様書のとおり

仕様書

- 1 件 名 京都市久世ふれあいセンター舞台音響映像設備保守点検委託
- 2 履行期間 契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 京都市南区久世築山町328番地 京都市久世ふれあいセンター
- 4 一般事項
 - (1)受注者は、京都市契約事務規則等の関係法規を遵守し、この仕様書に基づき誠実にこの業務を履行するものとする。
 - (2)受注者は、労働安全衛生法を厳守し、この業務を履行するものとする。
 - (3)この業務履行に伴って建物、設備、工作物等を破損又は紛失したときは、受注者がその損害賠償をしなければならない。
 - (4)この業務履行中の受注者派遣技術者の事故については、すべて受注者の責任において処理し、事故内容及び原因等について速やかに久世ふれあいセンターに報告するものとする。
 - (5)受注者は、業務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
 - (6)受注者は、保守点検業務終了後、点検結果報告書を作成し、久世ふれあいセンターに提出するものとする。
 - (7)この業務履行上必要とする次の経費は、本市が負担する。
 - ア この業務履行上必要な光熱水費
 - イ 装置・部品の補修、修理等を必要とした場合の経費（見積書を作成し、本市職員に確認すること）
 - (8)この業務履行上必要とする次の経費は、受注者の負担とする。
 - ア 派遣技術者に要する諸経費
 - イ 工具、測定器、その他の材料
 - ウ ヒューズ、グリス、オイル、ねじ、ビス等各締結部品、ウエス等の消耗品
 - エ 点検結果報告書を作成し、報告する経費
 - (9)この業務履行に際して、受注者はあらかじめ日時等の打合せをし、久世ふれあいセンターの業務に支障のないよう配慮しなければならない。
 - (10)この業務履行上の細部事項については、久世ふれあいセンターと協議のうえ、決定するものとする。
 - (11)この仕様書に関し疑義が生じた場合は、そのつど双方協議のうえ決定するものとする。
 - (12)受注者は本業務の一括再委託をおこなってはならない。
 - (13)本仕様書に掲げる以外の業務の必要が生じた場合は別途契約するものとする。
 - (14)委託料は1回払とし、本業務完了後に受注者の適法な請求に基づき30日以内に支払

うものとする。

5 保守点検対象設備

(1) 舞台音響設備

- ア カセットデッキ RS-TR4750×1
- イ マルチレーザープレーヤー LX-H180×1
- ウ ミキサー WR-X02×1
- エ ワイヤレス受信機 WX-4020×1
- オ グラフィックイコライザー WZ-9311×2
- カ パワーアンプ WP-1200A×2
- キ 電源制御器 SH-UD201×1
- ク メインスピーカー WS-A200×2
- ケ ワイヤレスアンテナ WX-4950×2
- コ ワイヤレスマイク (タイピン型) WX-4300A×2
- サ ワイヤレスマイク (ハンド型) WX-4100×2
- シ ダイナミックマイク WM-431×3
- ス マイク延長コード 10m×8
- セ マイク延長コード 5m×3
- ソ スピーカーコンセント×2
- タ マイクコンセント×壁面 3、フロア 2
- チ アンプ接続盤×1

(2) 映像設備 (事務所)

- ア ビデオ装置 VZ-H753B×1
- イ 液晶プロジェクター LP-XW200 (W) ×1
- ウ オーバーヘッドプロジェクター 7-110-002×1
- エ オーバーヘッドプロジェクター 04-042-024×1
- オ プロジェクター EB-E12
- カ 監視カメラ設備 カメラ (JS-CA1121) ×3、カメラ (PF-AHD601) ×1、
液晶モニターLSD-MF224-EDB×1、カメラ電源 PF-EB028×1
HDD レコーダーPF-RA308×1

6 委託業務内容

受注者は、5項に記載されている保守点検対象設備について、次項に定める保守点検業務を履行期間末日までに1回実施するものとする。

7 保守点検業務内容

- (1) 異常の有無の点検及び調整
- (2) 消耗の著しい部品の有無の点検、部品を必要としない修繕及び4項(8)に定める軽易な消耗品による補修
- (3) その他装置各部の点検及び調整

8 提出書類

- (1) 点検結果報告書
- (2) 完了届

9 その他

作業で発生した廃材等の処分については、受注者の負担及び責任において適切に場外処分をすること。